

# 今

回は、平成28年4月から導入（申込み手続きは平成28年1月から開始）されるジュニアNISAが、どのように活用できるかを検討する。ジュニアNISAの制度の解説は、先月号の当欄を参照されたい。

## 1 子どものお金を親が代理して運用する

まず、ジュニアNISAを利用するにあたって、ジュニアNISAで運用する資金は、口座開設者である子どものものであり、親や祖父などのもではないということを意識する必要があります。

税制改正により、平成28年から4人世帯（大人2人、子ども2人）で年間400万円（120万円×2人+80万円×2人）、5年累計で2000万円まで投資が可能になる、などといわれることもある。確かに世帯としてはそのとおりではあるが、ジュニアNISAで運用される資

金は子どものものであり、親が勝手にその資金を消費してはならない。

一般的には、未成年の子ども自身がジュニアNISAで投資するための資金を持っているわけではないので、多くは、親や祖父などから贈与された資金を用いて、ジュニアNISAで投資を行うことが考えられる。

また、ジュニアNISAの口座開設者となる子どもは、株式や投資信託などの投資判断を行うだけの金融知識を十分に持っていないことが多いものと考えられる。このため、原則として、ジュニアNISAの口座開設者の親などの親権者等が、子どもを代理して資産の運用管理を行うことになるものと考えられる。

## 2 払出制限はあるが用途の縛りはない

ジュニアNISAで運用する資金は、子ども自身のものであり、かつ、子どもが18歳に達す

るまで払出し制限が課される。要件外払出しはできないこともないが、ジュニアNISAで得た譲渡益や配当等の利益すべてに課税されてしまうため、要件外払出しを行うことを前提とした資産形成は得策とはいえない。

このため、子どもが18歳になるまでは親が管理し、ジュニアNISAから資金を引き出さないようにするという管理が一般的になるだろう。

一方で、18歳（正確には、18歳に達する学年の1月1日）からはジュニアNISAの払出制限が解除され、自由に資金を引き出せるようになる。払出制限解除後のジュニアNISAの資金については使途の制限はない。そのため、もし子どもの希望する進路が親や祖父の望むものでなかったとしても、ジュニアNISAの資金を親や祖父が取り返せるわけではない点には注意したい。

## 3 教育資金を形成する場合

親や祖父が子どもの大学等の教育費を形成することを考える

る場合に、他の制度・金融商品と比べたジュニアNISAの特徴をまとめたものが図表1・2である。

あらかじめ子ども名義の口座

図表1 子どもの教育費をどの金融商品（制度）で準備するか（子ども名義のもの）

	ジュニアNISA	教育資金一括贈与非課税制度
贈与と運用のしかた	あらかじめ親や祖父母が子どもに資金を贈与し、子ども名義のジュニアNISA口座で資産運用する	教育資金一括贈与非課税制度を利用してあらかじめ親や祖父母が子どもに資金を贈与する
贈与する資金の贈与税	基礎控除の範囲の贈与なら非課税	非課税
口座内での運用方法	上場株式、公募株式投資信託など	預金や元本保証型の信託商品が中心(注)
口座内の運用益に対する所得税	非課税	課税
資金使途の制約	制約なし	教育費に限られる(教育費以外なら贈与税課税)
口座を利用できる期間	新規投資は平成35年末まで(非課税での継続保有は20歳まで可)	口座への拠出は平成31年3月末まで(拠出後の利用は子が30歳になるまで)
資金利用時期の制約	18歳まで利用できない(それまでに引き出したら所得税課税)	30歳までに利用しなければならない(使い残したら贈与税課税)
拠出できる限度額	年間80万円・5年累計で400万円	1,500万円

(注) 法律上は証券会社での取扱いも可能で、その場合上場株式や公募株式投資信託などでの運用も可能だが、実際に取り扱っている証券会社は少ない。

(出所) 大和総研作成

教育費の出し手が祖父母である場合、ジュニアNISAか教育資金一括贈与非課税制度で、子どものための教育費が確保できると、親としての安心感は強いだろう。教育資金一括贈与非課税制度では、多額の資金（最大1500万円）を一括で贈与税非課税で贈与できるメリットはあるが、運用時に所得税が課税されるうえに、運用方法も事実上預金や元本確保型の信託商品に限られ、高い運用益を得ることは期待できない。

ジュニアNISAを利用する場合、贈与税を非課税とするには基礎控除の範囲内で贈与する必要がある、400万円を贈与するには4暦年以上を要する。しかし、贈与が行われた後は、

上場株式や株式投資信託で運用することができ、運用益は所得税が非課税であるため、より高い運用益を期待できるだろう。

教育費の出し手が親である場合、教育資金の形成手段としては、ジュニアNISAのほかに、自身のNISA口座、学資保険、低解約返戻金型終身保険、通常の預金口座や証券口座などが候補として挙げられるだろう。

制度上の引出しの制約を、メリットと捉えるかデメリットと捉えるかはケースバイケースである。子どものために積み立て、浪費のために引き出さない強い意志がある人には制度上の制約は不要である。一方で、浪費くせがあり、教育費の形成が後回しになりがちな人には制度上の制約で自分を縛る（コミットメントする）ことが教育費の形成に資することになるだろう。

親のNISA口座や通常の預金口座・証券口座には制度上の引出しの制約はない。一方、ジュ

# シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度

Vol.06  
ジュニアNISAの活用法を  
他の制度と比較して検討する

図表2 子どもの教育費をどの金融商品（制度）で準備するか（親や祖父母の名義のもの）

	親や祖父母のNISA口座	学資保険	低解約返戻金型 終身保険	通常の預金口座・ 証券口座など
贈与と運用のしかた	親や祖父母が自分名義で資産運用を行い、子どもが大学等に進学した際に、教育費や生活費を支払う（贈与する）			
贈与する資金の贈与税	子どもの教育費や生活費について、必要な都度贈与するなら非課税			
保険料提出時の税制優遇	—	（控除枠が残っていれば）支払った保険料に生命保険料控除が適用できる場合あり		—
口座内での運用方法	上場株式、 公募株式投資信託など	保険契約内での運用		自由に運用可能
口座内の運用益に対する所得税	非課税	一時所得として課税（注）だが一時所得が年50万円以下なら結果的に非課税		課税
資金使途の制約	制約なし			
口座を利用できる期間	新規投資は平成35年末まで （非課税での保有も平成39年末まで）	制約なし		
資金利用時期の制約	制約なし	（中途解約すると返戻金が不利になる場合あり）	（保険料払い込み期間内に中途解約すると返戻金が不利になる）	制約なし
提出できる限度額	（親や祖父母自身の非課税枠が残っていれば）平成28年以後は年間120万円・5年累計で600万円		制約なし	

（注）満期保険金や解約返戻金を契約者本人が受け取る場合で、かつ「金融類似商品」として源泉分離課税の対象とならない場合（出所）大和総研作成

### 4 シードマネーを持って社会に出る

ニアNISAは子どもに贈与した資金であるので、その資金を親は自由に費消できない。学資保険や低解約返戻金型終身保険は、中途解約をすると損になる金融商品の性質を教育費形成のコミットメントとして利用できる。

円を取り崩さないとしても、年率リターンを5%とすると年25万円、年率リターンを3%としても年15万円もの運用益を生涯にわたって手にできる。

FPの観点では、失業や病気などに備えて半年や1年分の生活費を流動性の高い資産で確保しておいたほうがよいといわれることも多い。一般的にはそれだけの資産を形成するまでに5年や10年を要するものと考えられるが、500万円の上場株式や投資信託を持って社会に出れば、これをいきなりクリアし、社会人1年目から安定した家計運営を行うことができる。

もし、ジュニアNISAで形成された資金のほかに大学や専門学校などの費用を親や祖父母などが別途用意できる場合、子どもはシードマネー（種銭）を持って社会に出ることができ、仮に、子どもが贈与を受けた資金をジュニアNISAで運用し、500万円（400万円＋運用益100万円）分の上場株式や投資信託を持って社会に出るとする。この場合、500万円

子どもや孫のために贈与できる資金がある場合、教育資金に限らず、ジュニアNISAを使ってシードマネーを渡すことの意味は大きいといえよう。



是枝俊悟 ● これえだ・しゅんご  
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士  
金融・証券税制 個人に関連する税・社会保険などを中心に調査分析 提言活動等を行う。近著に『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる！』（日本法令）